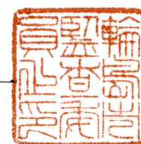


輪島市監査公表第20号

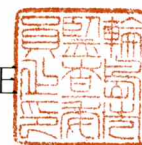
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年1月9日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年11月27日（水） 輪島市立東陽中学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

令和元年度（平成31年4月から令和元年9月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を東陽中学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○備品について、適正な台帳管理に努めていただきたい。

○資金前渡金や切手類の取扱いについて、現金や出納簿の確認は複数人で行っていただきたい。

○寄付受領について、適切な事務処理に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。